# 工学部技術部の組織化について

## 高 橋 肇

(工学部 前技術部技術長)

## 1 技術部組織化の経緯

- (1) 平成16年2月、技術職員の組織化・一元化について、工学部長より要請があり、組織化問題検討WGを発足した。
- (2) メンバーは皆川教授(評議委員),近藤教授(工場長),石塚事務長,南竹専門官,高橋専門官で,7月頃までに 技術職員の組織化・一元化についての答申を工学部長へ提出することを確認した。
- (3) すでに組織化が行なわれていた宮崎大学工学部教育研究支援技術センターおよび,電気通信大学技術部の組織や業務支援の形態を参考にした。組織化問題検討WGは11月までに5回にわたり技術部規則,および業務の流れ,業務依頼について検討を重ねた。
- (4) 平成16年12月に臨時工学部運営会議によって,技術職員の組織化の集中化が審議され,平成17年1月15日の定例 教授会で工学部技術職員の組織化が承認,技術部規則,技術部管理運営委員会規則,技術部業務実施委員会規則 等も同時に承認された。

(平成17年1月19日(月)制定, 4月1日施行)

#### 2 技術部組織化問題検討WG

技術職員問題の背景

- (1) 技術職員は各部署に於いて教育研究の遂行の一端を担っている。
- (2) 技術職員の人数が限られており、教員全員が技術支援を得られない。
- (3) 専門技術を見出せない技術職員がいる。
- (4) 技術職員に対する期待も技術や機器の進歩に応じて変化する。これらの進歩に対応できる研修制度を機能させる 必要がある。
- (5) 学科に配置された事務職員,及び短期時間勤務職員等が学科事務支援室に集中化され、各学科における技術職員 の配置数に不均衡が生じた。これを職務的に是正することも考慮する必要がある。
- (6) 大学の法人化に伴い職員の削減は今後日常的に求められる状況である。
- (7) 技術職員の組織,および職務形態を再検討し,技術職員が有している技能・技術を工学部等の教育研究に活用できるようなシステムを導入することが緊急の課題である。
- (8) 集中化は専門性の高い技術を養成する事には向かないものの、定型的な技術(例えば学生実験の支援、パソコンの管理)支援、および各種資格や免許の取得に一定の成果があると予想される。先端的な専門性が所属する学科、および研究室で技術力を発揮できない職員には適切な配置であると考えることも出来る。

#### 3 再編の枠組み

- (1) 大学の中期目標・中期計画に技術職員の集中化の方向が示されている。
- (2)技術職員を一箇所に集中配置し、必要とする部署に出向して職務に当たる。
- (3) 高度な技術技能を持つ技術職員が養成できる組織であること。
- (4) 技術職員の専門性を高めること。
- (5) 計画的な研究制度や技術職員間の支援体制を導入するためにも技術職員全体を管理できる組織は必要である。
- (6)集中化する新しい制度は管理するものに強い指導力が求められる。この指導管理運営体制も手探りで模索しなければならない。この体制を継続的に改善する仕組みを持つ新しい組織を創設しなければならない。
- (7) 一方,これらの技術は高度な専門性を獲得しない限り、アウトソーシングを利用して対応できる可能性が高く、 定員削減の対象とされる危険性を残している。

#### 4 組織改革

- (1)目的は技術職員の職務遂行能力を改善し、その技術支援を工学部、および全学の教職員が受けられる仕組みを機能させることにある。
- (2) 技術職員の配置を現状の各学科、研究室、及び中央実験工場から、技術部とし集中化した上で、各教員よりの業務 依頼により各学科、研究室等に出向き業務を行う。
- (3) 職務割合について、各技術職員は配置先の職務(本務)の他に、技術部として工学部共通、あるいは全学的支援の職務(支援業務)を遂行し、業務の進捗状況を技術部に報告するものとする。
- (4) また、技術部に配置された技術職員は、専門性を高める長期研修・支援業務、および短期的な各種支援業務を遂 行する。

#### 5 技術部の設置

- (1) 専門性の高い技術職員を養成する機能を確保しながら、技術職員に対する現今の期待に応えられる鹿児島大学工学部技術部を設置する。
- (2) 技術部に技術職員の業務に関する重要事項を審議するための運営委員会を置く。
- (3) 技術部に業務実施委員会を置き、工学部、および本学の教育研究支援、および技術支援を計画遂行し各技術職員の研修、および日常業務を統轄する。

#### 5.1 技術職員の配置

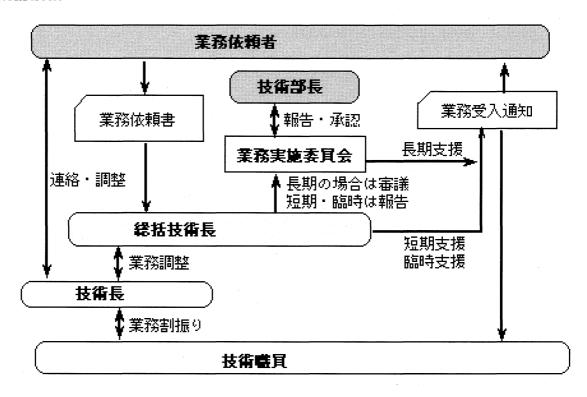
- (1) 技術職員は現在と同様に各学科、研究室、および中央実験工場に配置される。 また、技術部に配置された技術職員は、専門性を高める長期研修・支援業務、および短期的な各種支援業務を遂 行する。
- (2) 新たに採用される技術職員は原則的に技術部に配置され、長期研修する研究室等に派遣されるものとする。
- (3) 技術職員は工学部の教育研究支援、および本学の技術支援を職務とするので、従来の各技術職員が配置された部署のみの意向で、技術職員の補充を行うべきではない。
- (4) 技術職員の支援要請の業務分野,技術職員の専門性の分布等を考慮して,技術職員の職務を統括する技術部が主体となって後任の技術職員を選考できるように制度を変更すべきである。
- (5) 新しく採用された技術職員は、自らの専門性を高めるために、適宜な研究室等において長期的に研修できる仕組みを持つべきである。

## 6 課 題

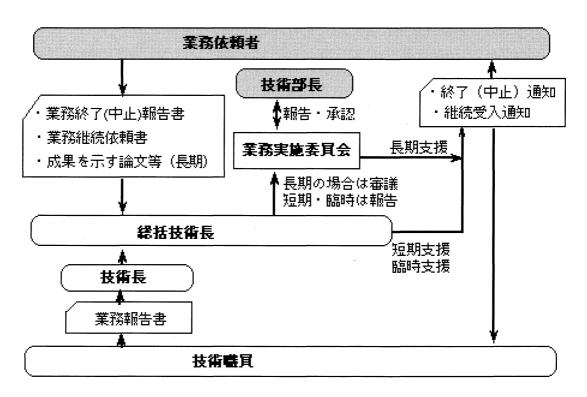
技術職員問題は新しい組織を作って解決される訳ではない。技術部が、工学部、および全学の技術支援要請を受け、 各技術職員に対する指導管理能力を適切に発揮する組織として機能することが、肝要である。そして業務実施委員会の 指導力を高めるための継続的な評価改善システムが必要となる。

# 業務の流れ

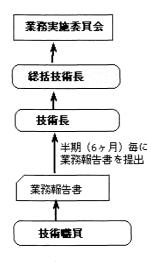
# 1. 業務依頼



# 2. 業務終了(中止)及び業務維続依頼



#### 3.業務の報告



#### 4.業務例

## O長期支援:1年~3年

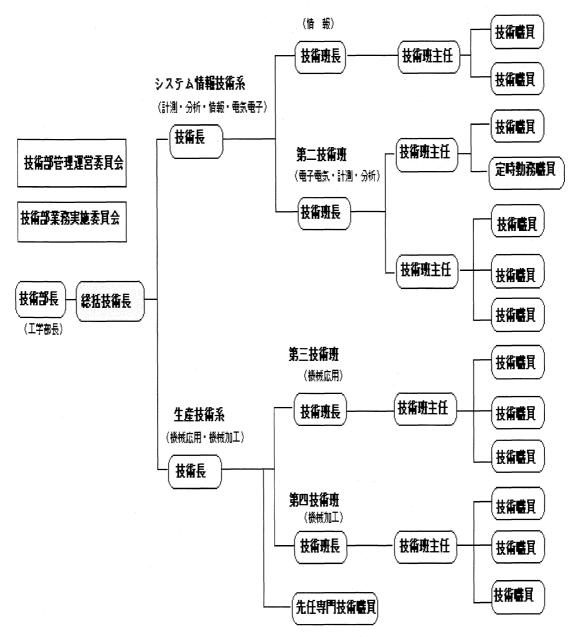
- ・カリキュラムに登録されている通年または半期(6ヶ月)の学生実験・実習、 演習等
- ・教員個々の研究で技術的な支援を長期に必要とするもの
- ・学部、学科等の通年的な支援を必要とするもの (委員会等の委員の委嘱、ネットワーク管理)
- ・研究プロジェクトや受託研究・共同研究等の支援

#### O短期支援:3ヶ月~1年

- ・カリキュラムに登録されている通年または半期(6ヶ月)の学生実験・実習、 演習等で長期支援以外の実験、演習、実習等の補助、
- ・教冝個々の研究で技術的な支援を短期に必要とするもの
- ・学部、学科等の短期の技術支援を必要とするもの (研究実験装置の製作、管理運営設備の点検)
- ・研究プロジェクト参画

#### 〇臨時支援:3ヶ月以内

- ・研究実験装置の補修
- ・入試、特別講義等の支援



## 技術部委員会・会議

技術部管理運営員会 委員長 : 技術部長

(1) 技術部長

(4) 中央実験工場長

(2) 副学部長(1名)

(5) 総括技術長及び技術長

(3) 学科長(ナノ構造先端材料工学専攻を含む) (6) 事務長

業務実施委員会 委員長 : 総括技術長

(1) 総括技術長

(3) 先任技術専門職員

(2) 技術長

(4) 技術班長

# 技術部内の小委員会

技術研修小委員会 委買長 :技術長

副委買長:技術班長、技術主任

平成17年度:システム情報技術系

( ) 広報・編集小委員会

委員長 : 技術長

副委員長: 先任専門技術職員

技術班長、技術主任

平成17年度:生產技術系

## 技術部内の会議

招集:総括技術長 ○ 技術職員会議

6ヶ月毎に、あるいは必要に応じて臨時に総括技術長が招集する

○ 系技術会議

招集:技術長

3ヶ月毎に、あるいは必要に応じて臨時に技術長が招集する

議事については、総括技術長に報告する

○ 技術班会議

招集:班長

1ヶ月毎に、あるいは必要に応じて臨時に班長が招集する

議事については、技術長に報告する

# 技術部の申し合わせ事項・小委員会

# 技術部の申し合わせ事項・小委員会

# 学外で業務を行う場合

◎ 「学外勤務届」の取り扱い 学外勤務は、安全管理・労務管理等の研修、職務に必要な資格の講習、資材調達、 技術打ち合わせ等で学外(鹿児島市内)で業務を行うときに届けを直属の業務管 理責任者へ提出してください。 交通及び業務の安全には十分の配慮をお願いいたします。

## 学外勤務届

上記の業務で鹿児島市外で勤務しなければならないときは、「旅行命令書」を総務係に、そのコピーを総括技術長に提出してください。

◎ 学外勤務上、業務遂行に車が必要な場合は、公用車を使用してください。 使用前に燃料計を確認し、ガソリン(レギュラー)を給油しければならない場合、 契約係(工学部)で発注依頼票を作成してもらってください。 今年度の給油所は「増田石油」(みずほ通り)です。 公用車の運転は運転登録をされた職員のみ運転できます。総務係で登録申請して ください。